⑵　割引制度

①　マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ　割引率等

⑴　ポイントの付与

料金の額10円毎に１ポイントを中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

⑵　ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

⑶　弾力的なポイントの付与及び割引

⑴及び⑵に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

②　大口・多頻度割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車（新湘南バイパス、首都圏中央連絡自動車道及び伊勢湾岸道路においては、ＥＴＣ2.0車）に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

上記にいう「ＥＴＣ2.0車」は、ＥＴＣ車のうち、一般財団法人ＩＴＳサービス高度化機構が定めるＥＴＣ2.0車載器ＤＳＲＣ部使用規程第１条に規定する車載器ＤＳＲＣ部を使用し、国土交通省、６会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のＩＤ付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針１．⑴に規定する車載器のＩＤ付きプローブ情報の提供を行う自動車をいう（以下同じ。）。

ロ　割引率

⑴　車両単位割引

イ）高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	10パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	20パーセント
３万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年４月１日から令和８年３月31日までの間（平成29年１月１日から平成31年３月31日までの間はＥＴＣ2.0車に、平成31年４月１日からから令和８年３月31日までの間は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の３第１項第11号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の２に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているＥＴＣ2.0車（以下「事業用ＥＴＣ2.0車」という。）に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	20パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	30パーセント
３万円を超える部分	40パーセント

ロ）新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路、横浜横須賀道路のうち釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（横浜市から藤沢市まで）、一般国道126号（千葉東金道路）のうち松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間、東京湾横断・木更津東金道路のうち東金インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間及び浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から山武市まで（あきる野インターチェンジを含む））（以下「京葉道路等」という。）における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	10パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	20パーセント
３万円を超える部分	30パーセント